

# 岩倉病院訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人知邑舎が開設する岩倉病院訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所及び出張所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 岩倉病院訪問看護ステーション
  - ② 所在地 愛知県岩倉市川井町北海戸1番地
- 2 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ③ 名称 岩倉病院訪問看護ステーション・にしはるサテライト
  - ④ 所在地 愛知県北名古屋市法成寺松の木47番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする(カッコ内は出張所の員数:再掲)。

職 種	資 格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	9名 (4名)	1名	1名	—	常勤兼務の者は管理者と兼務
理学療法士		1名 (1名)	—	—	—	

### (1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

### (2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする(月曜日から金曜日)  
午前9時00分から午後1時00分までとする(土曜日)

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 500円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 800円

3 死後の処置料は、11,000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、岩倉市、北名古屋市、清須市、豊山町、一宮市、江南市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 本ステーションは、提供した事業に係る利用者から苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

(個人情報の保護)

第11条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 看護職員等が得た利用者の個人情報については、看護職員等での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは、サービス中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの禁止に関する事項)

第 13 条 ステーションは、職場におけるハラスメント(セクハラ・パワハラ・マタハラ等)を防止するために職員が遵守すべき事項や防止するための方針を策定し、就業環境が害されることを防止するための措置を講ずるものとする。

- (1) ステーションは、ハラスメント行為の防止規定を策定
  - (2) ステーションは、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するための相談窓口を設置
  - (3) ハラスメント申出をした職員および関係当事者のプライバシーを保護に留意する
- 2 ステーションは、職場においてハラスメント事案が生じたときは周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
  - (2) 継続研修 毎年ごとに年間計画作成、実地する
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人知邑舎とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月18日から一部改正施行する。

この規程は、平成28年9月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成30年4月9日から一部改正施行する。

この規程は、令和1年10月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和2年9月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和3年12月13日から一部改正施行する。

この規定は、令和5年1月1日から一部改正施行する。